相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷六丁目二〇番地一〇、最後の住所横浜市港南区野庭町六七六番地四ミナガワハイツC棟一〇一
被相続人　亡　白井　克彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十三日
神奈川県鎌倉市大船一丁目一二番一一号ミツハマビル四階
相続財産管理人　弁護士　牧浦　義孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県海老名市上郷三丁目一一番、最後の住所神奈川県海老名市上郷三丁目一一番九号
被相続人　亡　菊地　広之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十三日
横浜市中区不老町一―一―五　横浜東芝ビル六階　みなとまち法律事務所
相続財産管理人　弁護士　三橋　潔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県座間市小松原一丁目一九九〇番地一、最後の住所神奈川県座間市小松原一丁目三七番一―一〇〇七号ゾンネンハイム第一南林間
被相続人　亡　邉田　吉久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十三日
神奈川県相模原市南区相模大野三丁目一六番二五号　宮下法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宮下哲太朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県碧海郡依佐美村字野田村一四三番戸、最後の住所愛知県碧海郡依佐美村大字野田字西屋敷二番地
被相続人　亡　長谷川良覚

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十三日
愛知県岡崎市戸崎町字上り場西四九番地天政ビル二階　牧野・櫻井法律事務所
相続財産管理人　牧野　守

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市山科区音羽沢町二二番地八、最後の住所京都市山科区音羽沢町二二番地の八
被相続人　亡　大橋　信子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十三日
事務所京都府宇治市広野町西裏九七番地五商弘ビル四階　京都やましろ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　成田　康宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府宇治市宇治善法一二二番地三二、最後の住所京都府宇治市五ケ庄平野五番地の二宇治黄檗パーク・ホームズ五一五号
被相続人　亡　浮田　和生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十三日
事務所京都市中京区丸太町通寺町西入ル江寿画廊ビル三階　田畑総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　奥村　寛昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県西条市小松町妙口甲七八一番地一、最後の住所愛媛県西条市大浜六三二四番地星の里
被相続人　亡　近藤　裕一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十三日
愛媛県西条市丹原町池田一七一八番地一
相続財産管理人　池田　誠治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市若松区浜町一丁目開四八番地一、最後の住所北九州市八幡西区馬場山東一丁目三番二二号（特別養護老人ホーム倫尚園）
被相続人　亡　淺木ハル江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十三日
北九州市八幡西区黒崎三丁目一番七号アースコート黒崎駅前ＢＬＤＧ．四階黒崎合同法律事務所　相続財産管理人　平山　博久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市門司区寺内一丁目三〇番、最後の住所北九州市門司区寺内一丁目三〇番一―七〇八号
被相続人　亡　豊田　良治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十三日
北九州市門司区柳町一丁目四番二〇号柳町中央ビル三階　門司法律事務所
相続財産管理人　弁護士　前野　宗俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県宮崎市恒久六丁目三番地三〇、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　津原　講一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十三日
宮崎県宮崎市花殿町八番四四号
相続財産管理人　司法書士　平見　映介

資本金の額の減少公告

当社は資本金の額を二百万円減少し、九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十九年二月二十三日
神奈川県三浦市南下浦町上宮田三三七四番地五
あおなみメディカルケア株式会社
代表取締役　村田　健

第９期決算公告

平成29年2月23日
神奈川県三浦市南下浦町上宮田3374番地5
あおなみメディカルケア株式会社
代表取締役　村田　健

貸借対照表の要旨
（平成28年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	33,644,489
	固定資産	14,913,257
	合計	48,557,746
負債及び純資産の部	流動負債	7,065,810
	固定負債	23,155,455
	資本金	18,336,481
	株主資本剰余金	11,000,000
	利益剰余金	7,336,481
	その他利益剰余金	7,336,481
	（うち当期純利益）	(853,828)
	合計	48,557,746

第46期決算公告　平成29年２月23日
愛知県安城市二本木新町１丁目７番地22
光徳商事株式会社
代表取締役　加藤　正則

貸借対照表の要旨（平成28年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	364,460
	固定資産	244,229
	合計	608,690
負債及び純資産の部	流動負債	192,139
	固定負債	9,455
	株主資本	397,632
	資本金	15,000
	資本剰余金	382,632
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	378,882
	（うち当期純利益）	(35,398)
	評価・換算差額等	9,464
	合計	608,690